広 告 掲 出 仕 様 書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆概要

名　　称	博多区役所ディスプレイ設置による広告放映事業
資産名称	博多区役所新庁舎
所 在 地	福岡市博多区博多駅前二丁目８番１号
建物面積	総延床面積　15,224,27 ㎡
放映場所	①１階：エントランスロビー ②２階：待合ロビー、３階：市民課・保険年金課・子育て支援課待合
放映内容	①既設ディスプレイを使用し、広告及び行政情報を放映 ②ディスプレイを設置し、広告及び行政情報を放映
箇 所 数	①２カ所 ②８カ所（２階：２台、３階：６台） ※設置箇所は別紙のとおり
放映期間	令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日 ※特段の事情がない限り、令和 14 年３月 31 日まで更新可能
利用者数	令和７年度：255,439 件 ※来庁者の実数が把握できないため市民課の届出･証明発行件数を計上
セールス ポイント	博多区役所は多くの人が利用する施設であるため、待合等にディスプレイを設置することにより、手続き等を待つ来庁者の目を引き、高い広告効果が期待できる。
担当部署	博多区　総務部　企画振興課　広報相談係

◆広告の規格等について

ディスプレイのサイズ	①　横型 55 インチ（メーカー：NEC　品番：LCD-P554）壁面設置式 ②　２階：２台　横型 32 インチ程度　天吊式 ３階：４台　横型 43 インチ程度　天吊式 ３階：２台　横型 55 インチ程度　天吊式 ※薄型で、場所を取らないもの
製作、ディスプレイ等の取付･維持管理・移設・撤去（関連工事等を含む）	①　原則、市負担。ただし、広告代理店の責に帰すべき事由により、広告等放映のための機器及びデータが破損及び汚損、紛失した場合は、広告代理店負担。 ②　広告代理店負担

	※②のディスプレイ等撤去の際は、原状回復をしてください。 ※万一の事故・障害発生に備え、設置工事から事業終了までの期間、対人対物保険等に加入してください。
広告等放映に関する留意事項	①②共通 ●放映時間は区役所開庁日の窓口受付時間（原則８時 45 分～17 時 15 分）とします。 ●ディスプレイの電源は自動で ON/OFF ができるようにしてください。 ●音量は業務に支障がないことが条件です。また、音量調節（無音を含む）が市側で容易にできるようにしてください。 ●①と②で、それぞれ異なる広告を放映することができます。また、それぞれ異なる行政情報が放映できるようにしてください。 ●放映枠数・回転数などについては協議の上決定することとします。 ●広告については、原則、放映開始の２週間前までに市の内容審査を受けてください。 ●放映内容の最短の更新期間は半月とします。ただし、緊急の行政情報の放映に対応できるようにしてください。 ●行政情報は、１日の放映時間のうち４分の１以上で、かつ１日７枠以上放映することとします。 ●WMV 形式の動画及びパワーポイントの静止画の放映にも対応できるようにしてください。 ●行政情報は、市が提供する素材等をもとに、広告代理店でデータを作成し、市のチェックを受けた上で放映することとします。 ●広告代理店で、広告データと行政情報を合わせて放映できる状態に編集してください。 ●掲出期間内であっても、庁舎移転やレイアウトの変更等により、やむを得ずディスプレイの移設が必要となる場合や、本広告掲出事業を中止する場合があります。 ●福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守してください。 ①のみ ●放映内容の制御方法は原則自由ですが、ディスプレイ本体の品番・仕様を必ず確認のうえ、ディスプレイ本体以外に必要な機器一式については、広告代理店にて用意してください。 ●広告代理店の責に帰さない事由により、ディスプレイ本体が破損及び汚損、紛失した場合は、市は速やかに復旧を行うこととします。ディスプレイ本体以外の広告等放映に必要な機器が破損及び汚損、紛失した場合は、広告代理店は速やかに復旧を行ってください。 ②のみ ●ディスプレイは庁舎施設に負担の少ない方法で確実に固定し、地震時の落下等に対する防止策を必ず講じてください。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応してください。
広告掲載基準	福岡市広告事業実施要綱及び同要領に準じます。
広告内容審査期限（初回分）	令和９年３月５日（金）

◆申込について

申込対象	広告代理店（公共施設でのディスプレイによる広告等放映の運用実績を有していること。） ※広告代理店１社による①及び②の買い切りとし、①又は②のみの申込は不可とします。
申込方法	広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ●福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。市登録事業者は、添付書類の提出は不要です。 ●市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前３か月以内に発行された原本））、登記事項証明書（提出日前３か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 　ただし、今年度中に他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前３か月以内に発行された原本）もあわせて提出してください。 ア直接持参の場合 (1)下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 ｉ　郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii　総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	最低予定価格：年額 3,019,500 円（税込） 希望広告掲載料は、広告代理店から市にお支払いいただく１年間の金額（税込）で、行政財産目的外使用料を含みます（なお、製作費などは含まれません）。また、ディスプレイ①及び②の稼働に係る電気料金は別途徴収します。 広告掲載がない期間も広告料金はお支払いいただきます。 広告料金は、３か月ごとに分割して市が指定する期限までにお支払いいただきます。 支払時期（予定）：５月頃、８月頃、11 月頃、２月頃

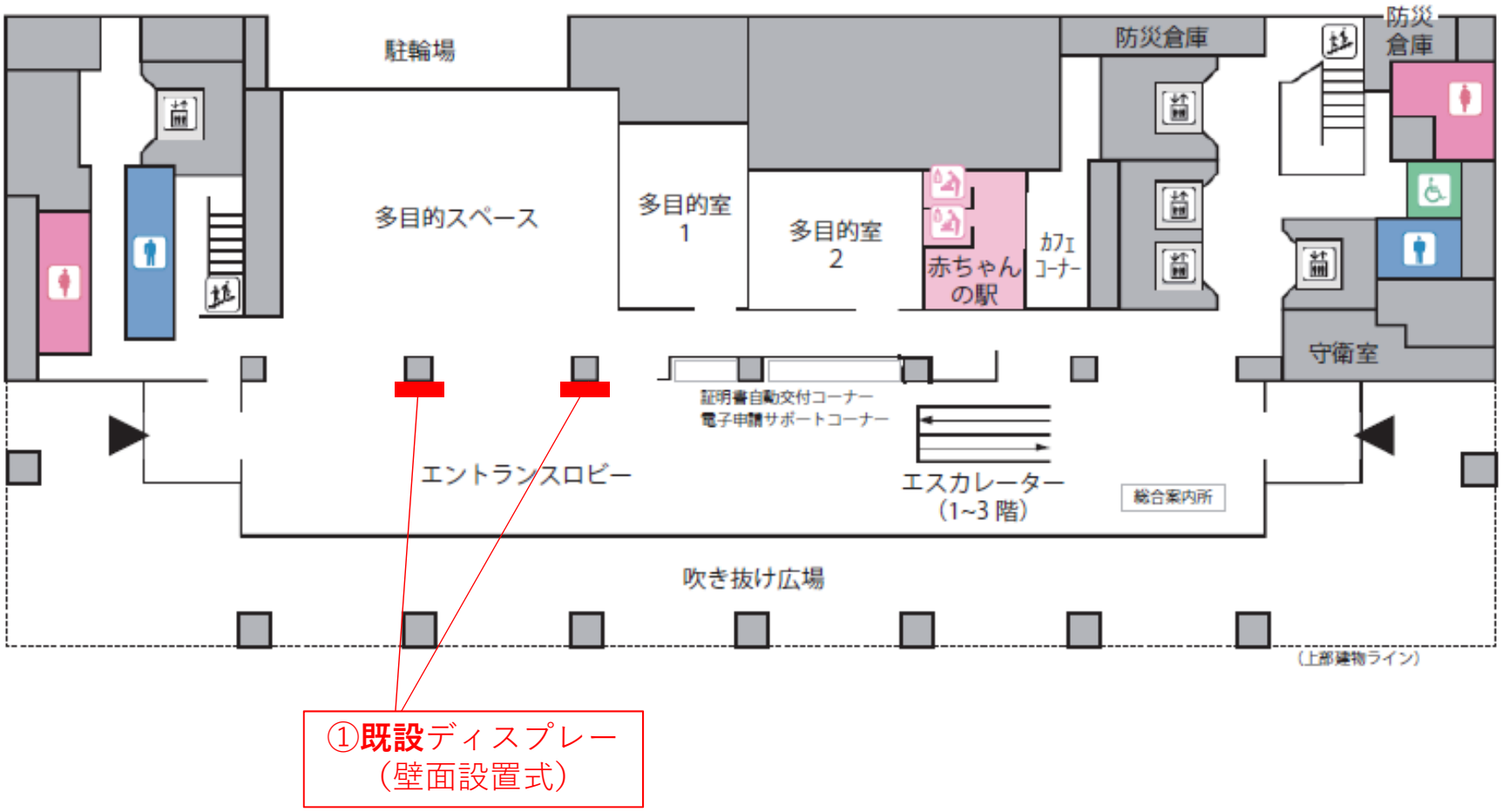
申込締切	ア　直接持参の場合：令和８年 11 月 10 日（火）15 時 イ　郵送の場合：令和８年 11 月９日（月）＜必着＞
選定基準	●原則、最も高い広告掲載料をご提示いただいた広告代理店を選定します。 ●複数の代理店が最も高い広告掲載料を提示された場合、その代理店の中から、くじにより選定します。くじを行う日はあらためて通知します。

申込先	財政局財産有効活用部財産活用課　担当： 大熊 〒810-8620　福岡市中央区天神一丁目８番１号 Tel：092-711-4579 ／ Fax：092-711-4833
施設に関する問合先	博多区総務部企画振興課 担当：井上 〒812-8512　福岡市博多区博多駅前二丁目８番１号 ﾒｰﾙ：hakata-kohosoudan@city.fukuoka.lg.jp

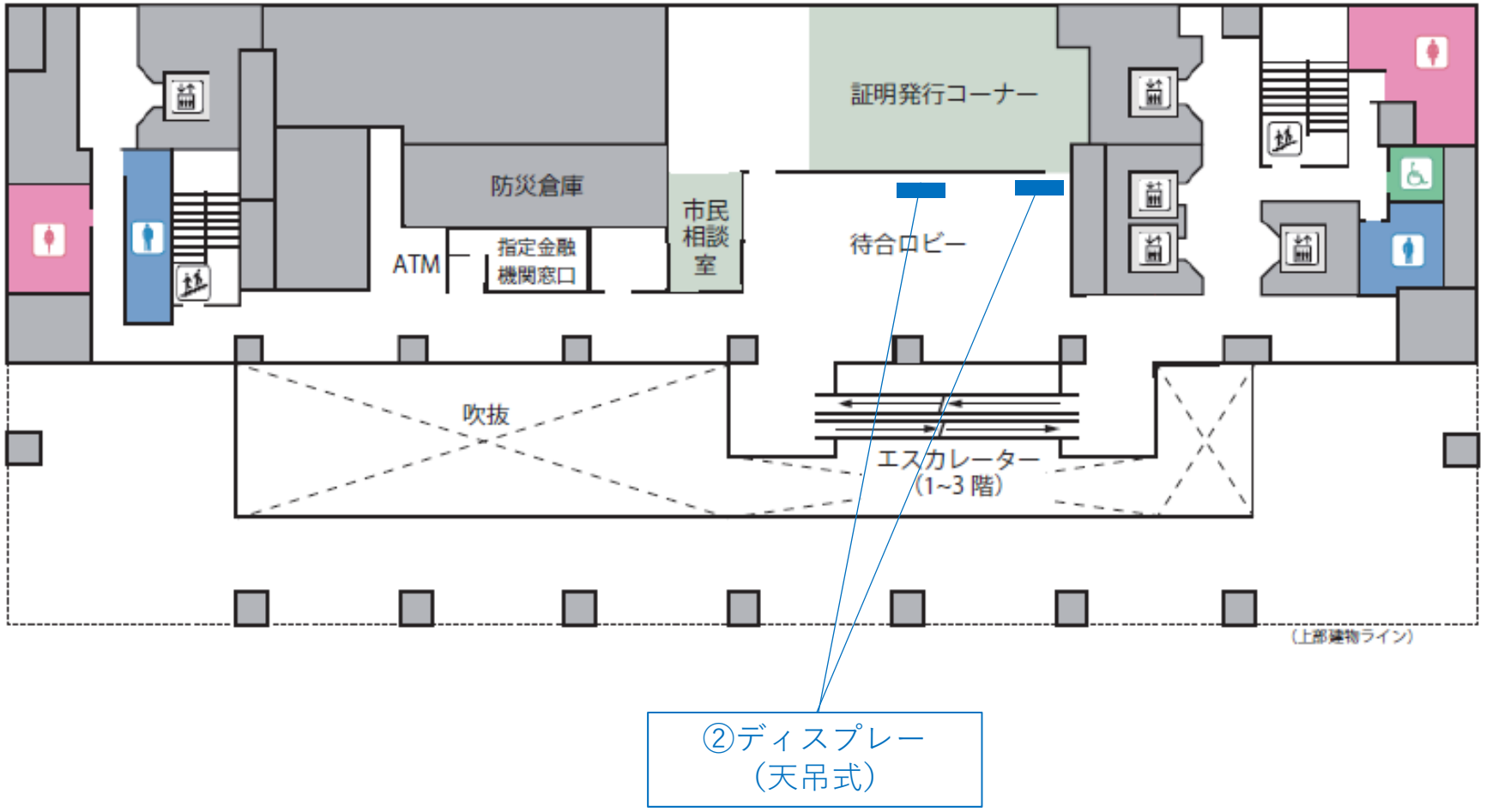
別紙

設置場所

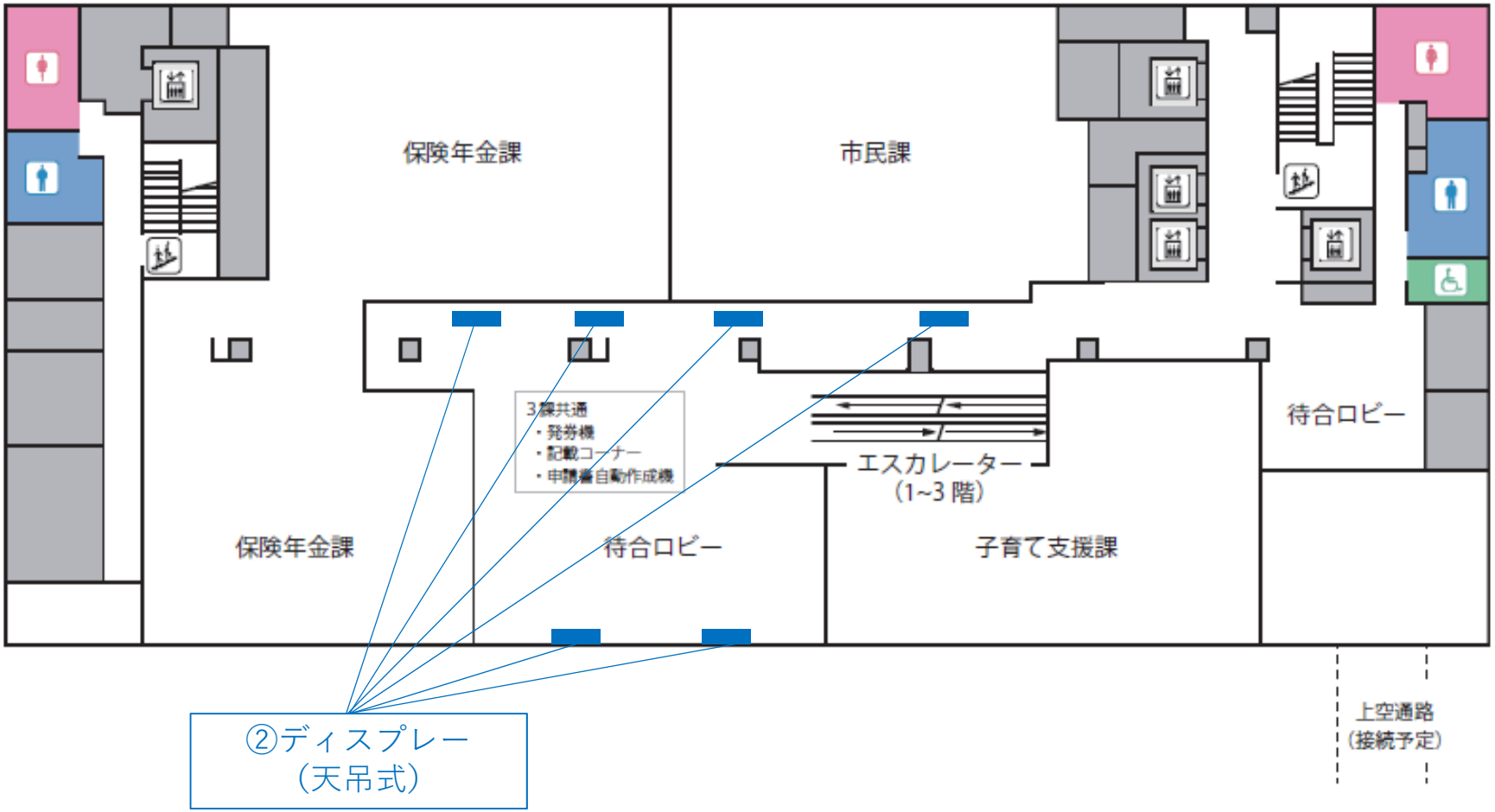
フロア平面図（１階）



フロア平面図（２階）


証明発行コーナー
防災倉庫
市民相談室
ATM
指定金融機関窓口
待合ロビー
吹抜
エスカレーター
（1~3 階）
（上部建物ライン）
②ディスプレー
（天吊式）

フロア平面図（３階）


保険年金課
市民課
3課共通
・発券機
・記載コーナー
・申請書自動作成機
エスカレーター
（1~3 階）
待合ロビー
保険年金課
待合ロビー
子育て支援課
上空通路
（接続予定）
②ディスプレー
（天吊式）

設置イメージ（②）



※現在の保険年金課、ディスプレーのサイズは46インチ